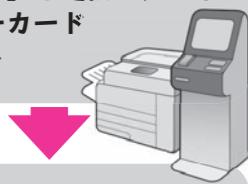


3/1
から

住民票などのコンビニ交付開始！

操作方法

①マルチコピー機で「行政サービス」を選択し、マイナンバーカードをセット



②利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4ケタ）を入力

※ここでマイナンバーカード取り外します。カードの取り忘れに注意してください

③欲しい証明書を選択

④マルチコピー機に手数料を投入

⑤証明書が発行される

証明書とマイナンバーカードを忘れずに！



住民票などの申請書作成を自宅でも！

令和3年3月22日から、スマートフォンやパソコンを使用して自宅などで事前に申請書を作成できる「申請書作成システム」がスタートします。専用サイトで必要事項を入力すると二次元バーコードが作成されます。その二次元バーコードを市民課窓口のスキャナで読み込むと申請書が印刷されるので、窓口へ提示してください。※署名欄など申請書の一部は窓口での記入が必要です

作成できる申請書

- ◆戸籍・住民票などの交付申請書
- ◆印鑑登録・廃止・印鑑登録証明書交付などの申請書
- ◆転入・転出・転居届出などの住民異動届
- ※任意代理人が申請する場合は従来通り委任状が必要です

インターネット上で手続きが完了するものではありません。作成した二次元バーコードを保存・印刷などして必ず市民課窓口へ持参ください。※交遊舎サービスコーナーでは利用できません

コンビニ交付の安心ポイント

- ・マイナンバーカードや証明書の取り忘れを画面や音声でお知らせします
- ・店舗内のマルチコピー機自分で操作するので周囲の目に触れません
- ・発行される証明書には改ざん防止処理が施されています
- ・証明書取得後のデータは一切残りません
- ・暗号化した専用回線で通信するので個人情報の漏えいを防ぎます

Q&A

Q. 証明書の交換や手数料の返金はできますか？

A. コンビニ交付では交換や手数料の返金ができません。取得の際は画面操作に注意してください

Q. 暗証番号を忘れてしまったが、どうすればよいですか？

A. 暗証番号の再設定が必要です。本人がマイナンバーカードと本人確認書類を持って市民課へ来てください。暗証番号を3回間違えてロックがかかった場合も同様です

Q. マイナンバーカードを紛失してしまいました……。

A. 紛失や盗難に遭った場合は、悪用防止のため下記へ連絡して電子証明書などの機能の一時停止を行ってください

問 マイナンバー（個人番号）カードコールセンター
24時間 365日 ☎ 0570-783-578

～マイナンバーカードの申請はお早めに！～

マイナンバーカードの作成には申請から1ヶ月ほどかかります。必要な時に慌てないよう、早めの申請をお願いします。

マイナポイント締め切り間近！

マイナンバーカードを使ってキャッシュレス決済サービスでポイントがもらえるマイナポイントの申し込みをするには、令和3年3月末までにマイナンバーカードの申請が必要です。

詐欺に注意

マイナポイントをかたる不審な電話などに注意してください。

問 (マイナポイントの予約・申し込みについて)
マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178 (音声ガイダンスに従い「5」を選択)

令和3年3月1日から、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で、マイナンバーカードを使って各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスを開始します。

対象の証明書や交付手数料など

証明書	手数料（1通）	取得できる範囲
住民票の写し	200円	野々市市に住民登録がある本人と同一世帯の ※個人番号、住民票コード、履歴（住所・氏名など）が記載されたものや、住 民票の除票は取得できません
印鑑登録証明書	200円	野々市市に住民登録がある人で印鑑登録をしている人
戸籍証明書 (戸籍謄本・抄本)	450円	野々市市に本籍がある本人と同一戸籍の ※最新の戸籍のみ。除籍・改製原は取得できません ※本籍が野々市市で住民登録が野々市市にない人は、事前にマルチコピー機か パソコンで利用者登録が必要です。申請の約5営業日後からサービスが利用 できます。本籍が野々市市にない人は本籍地の市区町村へ問い合わせください
戸籍の附票	200円	

利用できる店舗

※マルチコピー機が設置されている店舗のみ

・セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・イオンなど

利用時間

6:30～23:00 ※店舗営業時間内のみ。年末年始・システム休止日を除く

必要なもの

マイナンバーカードと4ケタの暗証番号（利用者証明用電子証明書）

公的な身分証明書になるプラスチック製のカード。コンビニ交付サービスの利用には、裏面のICチップに格納された電子証明書が必要です。申請により取得できます。



※マイナンバー通知カードや住民基本台帳カード、印鑑登録証（カード）などでは利用できません。（窓口で印鑑登録証明書を請求するには、これまでどおり印鑑登録証（カード）が必要です）

※15歳未満の人は利用できません

※転出予定者、死亡した人、戸籍の届出を出して間もない人、発行制限の申請をした人などは利用できません

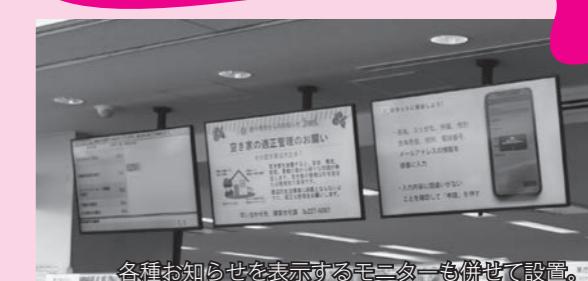
※マイナンバーカードの交付を受けた当日、電子証明書の更新手続きの当日、および他の市区町村で作成したマイナンバーカードの継続利用手続きを行った当日は利用できません。翌開庁日以降に利用できます

順番待ち状況をモニターやスマホで確認！

令和3年1月、市民課窓口に呼び出し番号や待ち人数などを案内するモニターを新設しました。また、市民課での順番待ち状況がインターネットから確認できるようになりました。（稼働時間：平日8:30～17:15）

市民課へ来庁する時や待ち時間の参考に活用ください。

順番待ち状況の確認はこちら→ <https://wb2.goku.ne.jp/CityNonoichiShiminkaHtmlResult/WaitingResultPage.htm>



市民課窓口の利用も便利に！